

改革工程表（証券市場関連部分）

分野名	改革の理念(考え方)	
証券市場の構造改革	個人の意欲を阻害しない「頑張りがいのある社会システム」を構築すべく、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へと金融のあり方を切り替え、個人投資家が主役の証券市場を構築する。	
具体的政策の内容		関係府省
I 9月末までに措置	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>○市場インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社の営業姿勢を転換させるため、株式投信の乗換勧誘行為の改善(新たな説明義務の付与)に向け、内閣府令案のパブリックコメントを開始するとともに、証券会社の行為規制違反も公表する。 ・市場監視の強化の観点から、金融機関のコングロマリット化等に対応するため、検査局と証券取引等監視委員会との合同検査を実施する。 ・ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上のため、内閣府令を改正し、目論見書の電子交付を促進する。 ・相場操縦防止等のため、金庫株解禁に伴う自己株式取得に際し、内閣府令で認められる取引態様を類型化する。 ・個人投資家の利便向上等のため、株式の投資単位引下げの検討を取引所等に要請する。 ・発行企業の株主重視の経営姿勢を確立するため、ROE等の決算短信等上での目標設定や、四半期短信等による情報開示の促進等の検討を取引所等に要請する。 ・違反行為に対する執行力を強化するため、証券取引等監視委員会等の体制強化・機能充実を図る。 <p>○投資家教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資家教育推進のため、学校教育支援事業サイト(仮称)の新設等、金融庁のホームページを充実する。 <p>(銀行等の株式保有制限及び株式取得機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月29日に銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)に関するスキームを金融庁より公表。 	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
II 臨時国会で措置	<p>○銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)設置のため、法案を提出する。</p> <p>○証券税制について、早急に対応する。</p>	<p>金融庁</p> <p>総務省 財務省</p>

Ⅲ	10月以降に措置(Ⅱを除く)		
	(1)14年3月までに措置		
	①通常国会で措置		
	(A)14年度予算	(証券市場の活性化) ○市場インフラの整備 ・市場監視・取締体制の充実のため、証券取引等監視委員会等について所要の体制・機能強化を図る。 (銀行等株式保有制限及び株式取得機構) ・銀行等保有株式取得機構(仮称)の円滑な資金調達のため、民間金融機関からの借入れ等に政府保証を付することとする。	金融庁 金融庁
	(B)法改正	(証券市場の活性化) ・ペーパーレス化・決済期間短縮化のため、社債、国債等の証券決済システムについて、振替制度を創設するため所要の法案を遅くとも次期通常国会に提出する。	金融庁 法務省 財務省
	②その他で措置	(証券市場の活性化) ○魅力ある投資信託の実現 ・個人投資家の利便向上のため、上場投資信託(ETF)の銀行での取扱の実施のため所要の措置を講ずる。 ・個人投資家の利便性及び販売手数料引下げの観点から重要事項の分かりやすさに配慮しつつ、投資信託の目論見書の記載内容等を見直す。	金融庁 金融庁
	(2)14年度中に措置	○市場インフラの整備 ・ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上を図るため、インターネット等による電子開示(EDINET)システムを一層充実させることとしており、そのための法令改正を平成14年6月1日までに進行。	金融庁
	(3)15年度以降に措置	(銀行等株式保有制限及び株式取得機構) ・機構の存続期間は、設立後10年までとし、買取期間経過後買取株式を全額売却した際には解散する。	金融庁
	備 考		

(各分野に共通する注)

- Ⅲ(1)①(A)「14年度予算」欄については、今後の予算編成過程で変更となる場合がある。
- Ⅲの欄に「臨時国会」とあるのは、臨時国会が開会される場合である。